

## 水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会 規約

### (名称)

第1条 本検討会は、「水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会」(以下「検討会」という。)と称する。

### (目的)

第2条 検討会は、水防の全国的な総括者である国土交通省が主催し、水災時の緊急安全確保に関する情報提供について、河川管理者・海岸管理者・下水道管理者、水防を担当する都道府県知事及び国土交通大臣、水防管理者・市町村長の連携を踏まえた上で、制度的・技術的な検討を行うことを目的とする。

### (委員の任命)

第3条 委員は、有識者等から、水管理・国土保全局長が任命する。

2 検討会は、別紙に掲げる有識者等で構成する。

### (検討会)

第4条 検討会に座長を置き、検討会に属する委員のうちから、水管理・国土保全局長が指名する。

2 座長は、議長として検討会の議事を整理する。

3 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、検討会に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。

4 検討会は、原則として非公開で開催する。

5 検討会における配付資料は、国土交通省ホームページに公開することを原則とする。ただし、座長の判断により非公開とすることができます。

6 検討会における議事要旨は、検討会後速やかに作成し、あらかじめ座長に確認の上、国土交通省ホームページに公開するものとする。

### (事務局)

第5条 検討会の事務局は、国土交通省水管理・国土保全局河川環境課水防企画室、河川保全企画室、河川計画課河川情報企画室、海岸室及び大臣官房参事官（上下水道技術）付に置く。

2 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

### (雑則)

第6条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

### (附則)

この規約は、令和7年12月19日から施行する。

## 水災における緊急安全確保に資する効果的な情報提供に関する検討会

### 委員名簿

#### (有識者)

伊東 香織 倉敷市長

江口 義樹 川崎市 上下水道局 下水道計画課長

大月 隆司 日本放送協会 報道局 災害・気象センター長

工藤 康隆 熊本県 土木部河川港湾局 河川課長

鈴持 麻衣 関東学院大学 法学部 准教授

小松 政 武雄市長

近藤 卓也 北九州市立大学 法学部 准教授

○清水 義彦 土木研究所 水災害・リスクマネジメント国際センター  
研究・研修指導監

田島 芳満 東京大学大学院 工学系研究科 教授

二宮 隆久 大洲市長

前田 直昭 兵庫県 土木部 港湾課長

万行 康文 北陸地域づくり協会 参事

#### (関係省庁)

細見 卓也 気象庁 大気海洋部 気象リスク対策課長

森久保 司 内閣府 政策統括官(防災担当)付 参事官(調査・企画担当)

渡邊 国広 四国地方整備局 高知河川国道事務所長

○：座長

(敬称略、五十音順)